# 第5回福島県建設業審議会 議事録

日 時:平成28年12月22日(木)

午後2時00分から

場 所:第1特別委員会室

(福島県庁 本庁舎 2階)

### I 出席者【15名中12名】

○学識経験を有する者(7名中4名出席)

No.	所属	役職名	氏 名	備考
1	福島工業高等専門学校	副校長	芥川 一則	会長代理
2	福島県弁護士会	弁護士	菅野 浩司	【欠席】
3	福島学院大学	学長	小松 由美	【欠席】
4	東日本建設業保証(株)福島支店	支店長	高橋 秀明	
5	日本大学工学部	教授	中村 晋	会長
6	福島大学うつくしまふくしま未来支援	客員教授	藤本 典嗣	
	センター			
7	福島県社会保険労務士会	副会長	渡部 弘志	【欠席】

#### ○建設工事の需要者(4名中4名出席)

No.	所属	役職名	氏	名	備	考
1	福島県消費者団体連絡協議会	理事	菊地	ミドリ		
2	(一財) 福島県婦人団体連合会	会長	小林	清美		
3	昭和村	村長	馬場	孝允		
4	福島県商工会議所連合会	理事	和合	アヤ子		

#### ○建設業者(4名中4名出席)

No.	所 属	役職名	氏	名	備	考
1	(一社) 福島県建設産業団体連合会	会長	小野	利廣		
2	福島県総合設備協会	会長	坂本	幹夫		
3	福島県建設業協会青年部	会長	野地	武之		
4	横山建設工業 (株)	代表取締役	横山	眞由美		

#### Ⅱ 議事録(敬称略)

#### 1 開 会

【鈴木主幹】 本日は、御多忙のところ、御出席いただきありがとうございます。私、本日司会を務めさせていただきます、土木部建設産業室の鈴木でございます。どう ぞよろしくお願いします。

ただいまから、第5回福島県建設業審議会を開会します。

まず、本日の委員の出欠について御報告いたします。

本日は委員15名のうち、12名の皆様に御出席いただいており、本審議会は有効で、成立しております。

最初に、配付資料の確認をお願いします。

- 福島県建設業審議会会議次第
- •福島県建設業審議会委員名簿
- •福島県建設業審議会配置図
- ・資料1といたしまして、福島県建設業審議会第5回説明用パワーポイント
- ・資料2といたしまして、今後の建設業のあり方について「答申(案)」

資料のほう不足はございませんでしょうか。

それでは議事に移ります。

福島県建設業審議会条例第6条第2項の規定により、会議の議長は会長が務めることとなっております。

中村会長、よろしくお願いいたします。

## 2 議 事

【中村会長】 皆さんこんにちは。年末のお忙しいところ建設業審議会に御協力いただきましてありがとうございます。

本日は、「答申(案)」の審議でございます。「中間とりまとめ」に対するパブリックコメントが終わりまして、1ヶ月弱で事務局の御努力によりましてパブリックコメントに対する対応等を含めてやってまいりました。

今日、初の出生数100万人割れという記事がありました。建設業の担い手不足ということにも関係することです。現状認識をしっかりして、本日は「答申(案)」に対する議論をおこないたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

まず、本日の議事録署名人を選出させていただきたいと思います。

特に選出方法について御提案がなければ、議長の指名により選出することとして よろしいでしょうか。

〔委員から異議なしの声あり〕

異議がないと認め、そのようにさせていただきたいと思います。

それでは、本日の議事録署名人は、小林委員、野地委員にお願いいたします。

#### (1)「答申(案)」について

【中村会長】 それでは、早速、審議に入ってまいりたいと思います。

前回までの4回の審議会におきましては、諮問を受けました「建設産業の技術力・経営力の強化」、「建設産業の担い手の育成・確保」、「社会資本の適切な維持管理・ 更新への対応」、「行政の取り組むべき施策」の4つの項目を中心に皆様から御意見 をいただき、その意見をもとに「中間とりまとめ」について審議をしていただいた ところです。どちらかといえば、各論的なところを中心になっていたかと思います。 後ほどパブリックコメントの御紹介があるかと思いますけれども、全体の関係をど う考えていくかというのが、重要なポイントであると思います。それも含めて、本 日、御審議いただければと思います。

パブリックコメントですが、10月24日から11月24日まで募集をし、県民の皆様から御意見をいただきました。このパブリックコメントに対して審議会の「答申(案)」を作成しておりますので、事務局のほうから内容について説明お願いします。

【木村室長】 建設産業室長の木村でございます。私のほうから説明させていただきます。

それでは、パワーポイントの資料で説明させていただきます。なお、印刷したものをお手元にお配りしておりますのでよろしくお願いします。

まず、県内建設業の課題として、①不透明な将来への見通し、②建設企業の縮小化、③技術者・技能者不足、④若手・女性の建設業就労者数の減少、⑤建設業への理解不足、⑥地域における建設業の維持、⑦維持管理分野への対応、を抽出し、「1建設業の技術力・経営力の強化」、「2建設業の担い手の育成・確保」、「3社会資本の適切な維持管理・更新への対応」、「4行政の取り組むべき施策」の4つの諮問事項について、御審議いただきました。

なお、諮問の際には、「建設産業」としておりましたが、第2回審議会で審議いた だく対象について明確にさせていただいたことから、今回、「建設業」に用語を統一 させていただいております。

これまでの経過でございますが、平成28年1月の第1回審議会から計4回の御審議をいただき、答申案の中間とりまとめを作成し、パブリックコメントの募集を行いました。

パブリックコメントの募集期間は、10月24日から11月24日まで、応募資格は、「福島県内に住所を有する個人及び団体並びに福島県内に通勤通学している方」、「東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故により福島県外に避難されている方」でございます。

次に、パブリックコメントの御意見に対する対応について御説明します。

御意見の1番でございますが、「「地域における建設業の維持」、「維持管理分野への対応」などの記載がされていますが、単発的で関連性が見られないことと、それらがなぜ必要かといった理由や目的がわかりにくく、全体を見渡す視点も不足しているように感じられます。」に対する対応として、I章の冒頭に、東日本大震災を受けた本県建設業の特殊性について、文章を追加します。また、Ⅲ章の冒頭に、建設業の課題と諮問、施策の関係性について、全体像を追加します。詳細については後ほど答申案の修正内容で御説明いたします。

次に、御意見の2番でございますが、「全体として、具体的「施策」が主となり、 基本的な考え方の記述が不足しているのではないか。」に対する対応として、Ⅲ章の 冒頭に、課題を受け施策を導き出す考え方について、文章を追加します。 次に、御意見の3番でございますが、「現在考えられる施策には限界があることから、今後、目的を見失うことなく、具体的な解決策を進化、発展させていくためのベースとなる考え方を示すことが重要ではないか。特に、「Ⅲ. 活力ある建設業にするために」で解決策として示されている「1. 建設業の技術力・経営力の強化」、「2. 建設業の担い手の育成・確保」、「3. 社会資本の適切な維持管理・更新への対応」が前段の現状、課題との関連性がわかりにくく、どのように導き出されたのかについて、わかりやすく、丁寧に記述すべきではないか。」に対する対応として、Ⅲ章の冒頭に、課題を受け施策を導き出す考え方について、文章を追加します。また、同じくⅢ章の冒頭に、建設業の課題と諮問、施策の関係性について、全体像を追加します。

次に、御意見の4番でございますが、「業界の関係者の共通理解を得ることが重要なことは言うまでもないが、最も訴えかける必要があり、理解を得なければならない一般の県民に納得してもらうためには、なぜこれらのことが必要なのか、その理由をわかりやすく伝えることが極めて重要なのではないか。最も共感を得て、支援してもらう必要がある県民の視点を重視しなければならない。先ず、「現状と課題」には、震災等への対応を経験している本県の特異な状況が不可欠ではないか。」に対する対応として、I章の冒頭に、東日本大震災を受けた本県建設業の特殊性について、文章を追加します。

次に、御意見の5番でございますが、「「III. 活力ある建設業にするために」においては、「誰が」、「何を」、「いつまで」ということを強く意識する必要がある。主体が明確でないことが実現されたことはないと言っても過言ではない。「いつまで」は答申以降の対応に委ねるとしても、「誰が」は非常に有効なファクターである。「誰が」を中心に考えれば、①業界全体が目指すべきこと、②発注者がやるべきこと、③受注者(企業)側がやるべきこと、④業界の指導・監督、支援をする立場の県がやるべきこと、として整理する必要があるのではないか。」に対する対応として、御指摘のとおり、主体を明確にすることは重要ですが、III章の1~3については、建設業にとって必要であると考えられることが様々な角度から審議された結果であり、本文のままとします。なお、III章の4は、III章の1~3の全項目に対する行政の取り組むべき施策としており、主体は行政であることを明確にしています。また、建設業界や教育研究機関など行政以外が主体になると考えられる取組については、今後、産学官で協議する場を設け、役割分担を明確にしていきます。

次に、御意見の6番でございますが、「「4.行政の取り組むべき課題」として行政の役割を取り上げているが、具体的な施策以前に「基本的な考え方」を論じる必要があるのではないか。」に対する対応として、Ⅲ章の冒頭に、課題を受け施策を導き出す考え方について、文章を追加します。また、同じくⅢ章の冒頭に、建設業の課題と諮問、施策の関係性について、全体像を追加します。

パブリックコメントの御意見に対する対応については以上です。

続きまして、答申(案)について御説明します。お手元にお配りしております資料2「今後の県内建設業のあり方について〈答申〉(案)」を御覧ください。

パブリックコメントの御意見を踏まえ、また、用語や表現の統一等を考慮し、「中間とりまとめ」から修正しておりますので、その内容について御説明いたします。 なお、修正部分を赤で表示しておりますのでよろしくお願いします。

1ページをお開きください。「中間とりまとめ」の際は、パブリックコメント募集 ということで、「御意見をお待ちしております。」という結びでしたが、答申ですの で「とりまとめました。」と変えております。

2ページをお開きください。「I. 建設業の現状について」ですが、パブリックコメントの意見を受け、「東日本大震災を受けた本県建設業の特殊性」を踏まえて大幅に追加しておりますので、読み上げさせていただきます。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、数多くの死者・行方不明者、家屋の全・半壊や産業・交通・生活基盤の壊滅的被害など、浜通りを中心に県内全域に甚大な被害をもたらした。その後に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故は、多数の県民が県内外に避難し、影響が大きかった町村では県内外の地域に役場機能を移転せざるを得なくなったほか、原発から遠く離れた会津地方を含め県内全域に風評被害が及び、建設業のみならず農林水産業、製造業等あらゆる産業が大きな打撃を受けるなど、本県をさらに困難な状況に追い込んだ。

こうした中、震災から5年の集中復興期間に、県は避難者の居住の安定確保、公共土木施設の復旧、津波被災地の復興まちづくり、避難解除等区域の復興を支える道路や物流拠点の整備、原子力災害による放射性物質への対応など多くの取組に邁進してきた。この過程において、復旧・復興事業の増大に対して、震災前からの受注環境に関する課題を官民挙げて改善し、復旧・復興を進めてきた。こうした実績を支えているのは、現場の最前線で工事に携わる建設業であり、いま現在でも彼らが復旧・復興事業に尽力していることを忘れてはならない。そして、復興・創生期間と位置づけられた、復旧から復興に重点が移る平成28年度からの5年間では、更なる復興を進めていかなければならない。

本県の建設業は、県内総生産及び全就業人口の約1割を占める基幹産業であり、 社会基盤の整備に加えて、維持管理分野への対応、住民参加による協働まちづくり への参画、雇用の受け皿として地域を支えるなど、日頃から重要な役割を担ってい る。また、災害発生時には被災現場の最前線で迅速に対応することが期待されてお り、東日本大震災からの復旧・復興の進捗にも大きく寄与してきたところである。

一方、本県の総人口が200万人を下回った平成23年以降も人口の減少や少子・高齢化は進み、建設業の将来を担う世代の減少につながる可能性が高い。さらに、復興・創生期間終了後、公共投資は震災前の水準に戻るとともに、復興過程での県土整備に伴い、さらなる減少の懸念もあるなど、本県の建設業を取り巻く環境はより厳しいものになることが予想される。他方で、多発する自然災害やインフラの老朽化への対応など建設業の必要性が高まっており、建設業が技術力と経営力に優れた活力ある産業となり、県内各地で意欲を持って地域貢献に取り組んでいくことが、今後ますます重要となる。また、近年は建設業のコンプライアンス、社会貢献(CSR)が、企業の維持にあたり継続的に取り組むべき基本的なテーマになっている。

このようなことから、今後の県内建設業のあり方を提言するに当たり、以下の建設業を取り巻く状況を十分に踏まえたものとする必要がある。」と修正をいたしております。

次に3ページ中程の「(5) 品確法等の改正について」でございますが、「「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」が施行された」としておりましたが、「「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が改正された」と修正し、一体として改正された「建設業法」、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」についても記載しました。

4ページをお開きください。「(3) 建設企業について」ですが、県内の建設業許可業者数ですが、平成12年度としておりましたものを3月末に修正しました。また、浜通りの数字を追加しました。

「(6) 老朽化する管理施設について」ですが、「維持管理について」としておりましたタイトルを、内容に合ったものに修正しました。

6ページをお開きください。「Ⅱ. 建設業の課題について」ですが、「現状から課題を抽出する考え方」について大幅に追加しておりますので、読み上げさせていただきます。

「現状で示したように、福島県は、他に例を見ない東日本大震災及び原子力災害という複合災害への対応を経ており、震災前からの社会環境の変化と合わせて建設環境は大きく変化していることを認識し、これからの建設業のあり方を考える上での課題を明確にすることが必要である。

まず、復興・創生期間(平成28年度から平成32年度)終了後の建設投資は、 震災前の水準になると予想され、復旧から創生に至る期間に震災前からの計画にあった県土整備などの進展を踏まえると、投資環境は中長期的には建設業にとって厳 しい環境になると予想される。このような投資環境の推移と対応し、建設企業数の 減少、縮小化が進む中での対応すべき課題として、「将来への見通しが不透明」なこ と、「建設企業の縮小」が続いていることが挙げられる。

また、人口動態として、少子化が進み次世代を担う若者が減少し、高齢化が進む中で建設業就業者数は年々減少している。建設業就業者として、若年層のみならず女性就業者の増加が期待されているが、女性就業者も大幅に減少している。これらのことから、将来、建設業就業者の不足が進む中で対応すべき課題として、「技術者・技能者不足」、「若手・女性の建設業就業者数の減少」が挙げられる。さらに、建設業就業者の減少の重要な要因として、建設業は、災害対応、インフラの維持管理など地域に密着した活動をしているが、それに対しての一般の方の認知度は十分とは言えないことなどがある。このため、対応すべき課題として「建設業への理解不足」を挙げ、一般の方の認知度を高めるPRに努め、建設業の担い手の育成・確保を図っていく必要がある。

さらに、福島県は浜通り、中通り及び会津の3つの地域で構成され、それぞれの地域において豪雨、豪雪や地震など近年多発する災害への対応が求められている。 建設業は、建設企業数及び就業者数が減少しているにもかかわらず、それらの災害への対応を担っている。今後も地域に応じた災害対応を持続することが求められる 上に、施設の老朽化が進み維持管理の必要性がますます増えると考えられる。このため、地域の雇用と同時に社会基盤を持続可能とするために必要な課題のうち建設業が対応すべき課題として「地域における建設業の維持」、さらに「維持管理分野への対応」が挙げられる。

以下に、ここで取り上げるべき課題を示す。」としております。

次に、「1. 将来への見通しが不透明」の記載で、7ページの上から8行目、2段落目の下から3行目ですが、「復旧後の公共事業が減少し、」の後に「震災前と同様に」と加えました。

次に、「4. 若手・女性の建設業就業者数の減少」の2行目、「若年層が減少し」 を加えております。

また、2段落目で、「就労環境に関する課題として」と付け加えております。

10ページをお開きください。「Ⅲ. 活力ある建設業にするために」ですが、パブリックコメントの意見を踏まえ、「課題を受け施策を導き出す考え方」について大幅に追加しておりますので、読み上げさせていただきます。

「従来、建設業においては、受注生産、個別生産、屋外生産、移動生産、総合生産といった建設生産の特性があるほか、重層下請構造、中小零細企業の割合が高いなどといった特徴がある。加えて、震災前までの長期にわたる建設投資の減少で、競争激化によるダンピング受注の弊害が指摘されていた。一方、東日本大震災以降の急激な復旧・復興事業の増大に対して受注環境に関する種々の課題が生じたものの、官民協力して受注環境改善のための新たな取り組みを実施している。このような受注環境に対する様々な課題に対する官民挙げたチャレンジを行った結果、福島県は震災からの復旧、復興から創生の途につこうとしている。建設投資が減少し、大きな増加が見込めない状況下の建設業においては、社会資本や産業基盤を整備・維持して県民の安全・安心な生活と財産を守るという重要な役割を担い、県の産業の活性化に貢献し、持続的な発展を目指すことが不可欠である。

また、熟練技能を有する多くの高年齢層労働者のリタイアが見込まれる中、若年層・女性の入職が進まなければ将来的に技能労働者が不足するため、若年労働者等の育成・確保及び技能継承が極めて重要な課題となる。特に、若年労働者の育成・確保の観点からは、建設業で働く若年労働者がライフステージに応じた生活設計ができるよう、他産業と比較して遜色ない就労環境を実現することが重要であることから、建設企業が労働時間の短縮や賃金の向上等の体系的な処遇改善を始めとした職場の雇用管理改善や職業能力開発に主体的かつ積極的に取り組むことが重要である。

東日本大震災の復旧・復興事業により、建設企業の経営状況が好転している今こ そ雇用管理改善や今後必要となる技術への対応等に取り組む好機であり、更なる施 策を展開し、建設労働者にとって「魅力ある職場づくり」を推進していく必要があ る。

さらに、現在の社会インフラは高度経済成長期に集中的に整備されたものであり、 一斉に老朽化するインフラを戦略的に維持管理・更新することが求められている。 このため、インフラの維持管理・更新への技術開発、ノウハウの蓄積など、適切な 対応で建設業の活性化につなげていくことが大切である。

これらのことを踏まえ、人口動態を含む社会環境の大きな変化やポスト震災へ備え、世代を繋ぎ地域づくりを支えるため、前章で示した県内建設業が抱える7つの課題に対応した施策を講じて、活力ある持続可能な建設業を目指す取り組みに挑戦することが必要である。そのような現状認識の下で、施策の方向性として、建設業の技術力・経営力の強化、建設業の担い手の育成・確保及び社会資本の適切な維持管理・更新への対応の3つを挙げる。それらは、7つの課題と関連するが、主に関連する課題、それに対する施策としての取組との関係性について全体像を図表3ー1に示す。行政はこれらが円滑に進むよう有効な施策を展開すべきである。」としてございます。

次に11ページでございますが、「図表3-1、建設業の課題と諮問、施策の関係性」を追加しております。図表の下に、「3つの方向性に対する県内建設業が取り組むべき事項、さらにそれを踏まえた行政が取り組むべき施策を以下に示す。」を追加しております。

16ページをお開きください。「③技術の伝承・継承のための施策」ですが、「建設業」とありましたのを、「建設業就業者」に修正いたしました。

次に17ページ、「⑥運転資金を確保するための施策」ですが、2項目の「前払制度特例措置(4割 $\rightarrow 5$ 割)の恒久化」とありましたところを、「継続適用」と修正しました。また、「⑦経営を改善するための施策」の2項目目、「県内の建設業のなかでも多くの割合を占める中小や零細の意欲ある建設企業が安定的に経営できるよう、」の後に「セーフティネット(法定外労災補償)への加入勧奨など、」と施策の具体例を追加しました。

18ページをお開きください。2行目で、「多くのものづくりに興味を持った女性が」とあったものを「ものづくりに興味を持った多くの女性が」と修正しました。また、「④処遇改善のための施策」の3項目目、「専任技術者である女性が」とあったものを、「工事現場に専任で配置する主任技術者・監理技術者の女性が」と修正しました。

次に19ページですが、「⑤地域の実情に応じた発注のための施策」の3項目目、「BCPの策定や災害協定」とあったものを、「災害時応援協定」に修正しました。また、「⑥官民プラットフォームを設置するための施策」の2項目目、「維持管理等に関する技術研修会」とあったものを、「維持管理に精通した技術者育成のための研修会等」と修正しました。

20ページをお開きください。2行目に、「(再掲)」を追記しております。また、「⑩維持管理の長期計画を公表する施策」の2項目目、市町村との連携の前に「県と」を追記しております。

次に、資料ですが、21ページに審議経過を、22ページに審議会委員名簿を追加しております。

また、23ページ以降の図表につきましては、説明文を本文の記述と統合し、資料からは削除しております。

中間とりまとめからの修正点は以上でございます。御審議よろしくお願いします。

- 【中村会長】 どうもありがとうございました。ただ今「答申(案)」について説明していただきました。これから「今後の県内建設業のあり方 答申(案)」について皆様からの御意見をうかがってまいりたいと思います。事前に「答申(案)」を送付したのが20日で、なかなかお目通しする時間がなかったかと思いますので、木村室長から変更点について読んでいただきました。ページ数もだいぶ多いので、ここでは、「はじめに」から「I 建設業の現状について」、次に「II 建設業の課題について」、次に「III 活力ある建設業にするために」、というように項目別に区切って皆様からの御意見をいただきたいと思います。これまでは、どちらかというと専門的な個別の問題について、いろいろ関連の委員の皆様に御意見をいただきましたが、本日は、答申全体に関わることについて、ぜひ皆様から御意見をいただければと思います。それでは、皆様から御意見をいただければありがたいと思います。芥川委員からお願いします。
- 【芥川委員】 建設業の現状の内容というところですと、2ページのところで追記していただいたかたちで、現状でどういった問題があって、それにどうするかというような展開をされたほうが、読む方にわかるかと思います。あとは3ページにある「(5)品確法等の改正について」で法の改正を取り上げているんですけれども、実際、これアマチュアというか専門以外の方がわかるかというと難しいので、資料編のところで調べたい人は調べられるような構成にしたほうが、一般の方が読みやすくなるのかなと感じました。
- 【中村会長】 御指摘のように、これは県民の皆様に読んでいただくということが目的でございます。品確法といってもいろいろ変わってきているということもありますので、興味ある方は見ていただく、勉強していただくということのために資料が必要かなと思います。御指摘のとおりと思います。続きまして、高橋委員いかがでしょうか。感想でもよろしいので、よろしくお願いします。
- 【高橋委員】 パブリックコメントの対応表を拝見しまして、いろんな御意見をいただいたんだなと思います。これに対しまして、「答申(案)」はよく直されていると感じました。基本的な考え方という部分でですね、かなり修正されていると感じました。よくまとまってきていると感じております。
- 【中村会長】 ありがとうございます。位置付けとして、前書きの部分に詳しく基本的 な考え方を示していて、後の部分で裏付けのデータを示していると思います。藤本 委員いかがでしょうか。
- 【藤本委員】 内容としてよくまとまっていると思います。形式的な問題で、図表のタイトルとか、出典・出所の字が小さいところがありますので、フォントを大きくしていただければ見やすくなると思います。
- 【中村会長】 ありがとうございます。若い方から高齢の方までこれを読まれますので、 フォントについて配慮されればよいと思います。菊地委員いかがでしょうか。
- 【菊地委員】 よく分からないところもありますが、読ませていただきました。興味があるのは女性の問題ですね。今、最後のほうで触れましたけれども、技術者の女性だけが産前産後とれるのか。事務系は取らせないのかと思ったり、あとはPRの件でものづくりに興味を持った多くの女性という言葉が私は引っかかるんだけど、送

られてきた資料には、芸人さんとドッキングしてPRを28年度はやっているみたいなことが書かれていましたけど、私の目には全然触れていないので、どんなことをしているのか知りたいです。

- 【中村会長】 それは、国土交通省は吉本興業とタイアップして、PRをされています。 福島県では、県の風評被害の払拭ということで確か吉本興業と連携されていたかと 思います。具体的に国がどのような形で吉本興業とタイアップしてそれを見えるようにされているかというのは、いろいろやられているとは思いますが、なかなか見えてこない。
- 【菊地委員】 飯坂にも拠点がありますから、もしやっているなら福島だってやったらいいのではないかと思いました。
- 【中村会長】 そうですね、国土交通省に要望して、ぜひ福島県でもやって欲しいと思います。ありがとうございました。先ほど、女性の産休とか、そういった問題は確かに御指摘のこともあろうかと思いますので、その辺はちょっと御議論いただければと思います。

小林委員いかがでしょうか。

- 【小林委員】 前回欠席だったので、今日の資料もまだよく検討して来れなかったのですが、ただ今言われましたように女性の活躍の推進もできておりますので、女性の起業者の減少について深く考えて、私たち女性がもっと男性と一緒に力を合わせて働いていければいいのかなと思いました。
- 【中村会長】 繰り返しになりますが、建設業の現状に関する部分についての認識が適切かどうか。これも、今までの審議会の中で、個別の事項については、かなり専門的な突っ込んだ議論をされてきたかと思いますが、全体像についてもう一度皆さんで振り返るということはなかったと思います。現状に対する認識というのが十分できているのかということです。前回の答申が平成20年に行われましたが、その後、福島県は、震災や原子力災害などによりだいぶ状況が変わっています。さらに、社会環境として、福島県の人口は1997年前後くらいに210数万人おられたのですが、それから徐々に減ってきているということがあります。さらに、ここに書かせていただきましたけれども、東北6県で200万人を超えていたのは宮城県と福島県でしたが、福島県は平成23年以降、ついに200万人を下回ってしまったということも含めて、社会的な状況も随分変化してきているということを強く認識するべきであることが反映されていると思います。そういった現状認識について妥当かどうかということについて御意見いただければと思います。それでは、馬場委員いかがでしょうか。
- 【馬場委員】 今の建設業の現状については、広範囲にわたって記載されておると思います。また、私が一番関心あったのは、入札制度の関係ですが、これは「Ⅲ. 活力ある建設業にするために」に記載されているようなので、よかったと思っております。
- 【中村会長】 ありがとうございました。横山委員いかがでしょうか。
- 【横山委員】 (修正された)赤い部分がよく直されていて、あと私が感じたのは、建 設業の課題についてで、インフラの維持管理が地域に密着した活動というのを私た

ちはこれからしていかなくてはならないという点と就業者数が減少しているにも関わらず災害とかは結構多くて、緊急を要する災害が増えてくるということで、これから対策を持続するには就業者数をなんとかしなくてはならないということがよくまとめられているので、皆さんによく理解されればいいと思います。

【中村会長】 ありがとうございます。今の御指摘は、現状から課題に向けて、建設業の必要性または建設業の果たす役割について、論理的に展開されているという御指摘だったと思います。

野地委員いかがでしょうか。

【野地委員】 まずは審議会での意見を吸収して、パブリックコメントに対応して「答申(案)」を取りまとめていただいた事務局に頭が下がる思いでございます。本当に内容的には、我々の意見を網羅したすばらしい中身になっているのではないかと思っております。事前にこれをお送りいただきまして、すべて目を通させていただきましたが、何点か追加とか訂正をお願いしたい部分がございますけれど、それは後ろのほうになりますので、この部分については、非常によくまとめられているのではないかと思っています。

【中村会長】 ありがとうございます。それでは、坂本委員いかがでしょうか。

【坂本委員】 野地委員と同じ意見になりますけれど、これだけの課題を記載し、細分 化されて説明も丁寧になされていて、よくこれをまとめられたなと感じております。

【中村会長】 ありがとうございます。では、小野委員いかがでしょうか。

【小野委員】 建設業の現状について、よくまとめていただいて、私のほうもこれで問題ないと思います。

【中村会長】 ありがとうございました。それでは、和合委員いかがでしょうか。

- 【和合委員】 建設業の現状ということで、建設業だけではないかと思うんですけれども、福島県の現状というものがここに組み込まれているのかなと思いましたし、福島県は他県とは特別違う状況であると思いますし、県民の方達も読んで本当にこういうこと大変だなということをわかっていただけると思いました。あと、先ほど芥川委員から意見がありましたように「(5)品確法等の改正について」ですね、一般の方が読もうとすると「なに、」というような感じになると思うので、もう少しわかるようなものを追加していただけたらいいかなと感じました。
- 【中村会長】 ありがとうございます。非常に大事な御意見でした。現状については、概ねわかりやすくなっているという御意見をいただいたかと思います。福島県が抱えている現状を正しく記述させていただいて、わかりやすいという意見だったかと思います。(5)の品確法については確かにこれだけの記述だとなかなかわからない、どう関係あるのか読み切れないかと思いますので、資料で補足するような形にしていただければと思いますがいかがでしょうか。
- 【木村室長】 どうもありがとうございました。品確法については、25ページの資料 のところでございますが、法律改正のポイントについて1枚付けさせていただいて おりました。確かにこれですと品確法そのものについては一切触れていないので、 その辺を改正点だけではなく、もともとがどういう法律かというものを資料として 追加したいと思います。

【中村会長】 そうしていただけると、遡って品確法がどういうものかというのが分かるかもしれないし、どういう法律か調べたい人には大元の資料があったほうがより親切だと思います。親切にわかりやすくということでやっていただければと思います。それと、図表のタイトルが小さいという意見がありましたが、これについても御配慮いただければと思います。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして建設業の課題について、現状を受けての課題、次に何を実施するかということに繋がってくる大変重要なところだと思いますので、現状認識を踏まえて我々は何をしていかなくてはならないかというところで、課題の1番目から7番目までの部分について、先ほどと同様に前文で課題をどういうふうに抽出しているか、という位置付けを明確にさせていただきました。この6ページから9ページにつきまして、意見をいただければと思います。先ほどと逆向きで和合委員からお願いします。

【和合委員】 課題についてですけれども、浜通り・中通り・会津のそれぞれの地域の 違いがあるということも、ここでうたってあるので、よろしいかなと思います。

【中村会長】 ありがとうございます。小野委員いかがでしょうか。

【小野委員】 よくまとめられていると思います。

【中村会長】 ありがとうございます。坂本委員いかがでしょうか。

【坂本委員】 課題自体はよくまとまっていると思います。ただ、業界のほうで、この 課題に対応するとなると、ちょっとやそっとの期間ではないと。10年くらいかけ ないと業界の対応は無理ではないかという感じがします。やらざるを得ないのです がね。

【中村会長】 何をすべきかということは、チャレンジしていかなければならない。現 状を正しく受けとめるということが非常に重要かなと思います。今、坂本委員が仰 った10年がかりで取り組むという姿勢というのは、大事かなと思います。ぜひ、 取り組んでいただければと思います。ありがとうございます。

それでは、野地委員いかがでしょうか。

【野地委員】 私もこの建設業の課題についてということで、この中身について非常によくまとまっているのではないかと思っております。このままで内容に賛同しております。

【中村会長】 ありがとうございます。それでは、先ほど横山委員から少し御意見いただきましたが、追加することはございませんか。

【横山委員】 重複してしまいますがよくまとまっていると思います。ここに書いてある通り、震災があって福島は活性化しましたが、その後は大変だなというのを感じています。

【中村会長】 ありがとうございました。馬場委員いかがでしょうか。

【馬場委員】 8ページの地域における建設業の維持で、積雪寒冷地域の平準化に対しての考え方を記載していただいてありがとうございます。

【中村会長】 ありがとうございます。それでは、小林委員お願いします。

【小林委員】 皆さんと同様で、別にありません。

【中村会長】 ありがとうございます。菊地委員お願いします。

【菊地委員】 会議に出るたびに学習させてもらい、少しずつわかってきましたけど、 一番は現場がイメージできないので理解に繋がらないのがもどかしく、残念に思っ ています。ただ、自分たちの住んでいる地域については、零細企業の方が倒産しな いように、仕事が継続して何でもいいからあるような、続けていけるようになれば いいと思っています。

【中村会長】 ありがとうございます。藤本委員お願いします。

【藤本委員】 形式的なことですが、8ページのところに「6. 地域における建設業の役割」の下から2行目に「~コンプライアンスなど法令遵守~」と書かれてありますが、下から4行目にも「~コンプライアンス、社会貢献(CSR)~」書かれてあります。2ページの「I. 建設業の現状について」の下から4行目「~近年は、建設業のコンプライアンス、社会貢献(CSR)~、」ここはCSRに脚注がついていますが、コンプライアンスもパッと見て理解できる方は少ないと思われるので、脚注が必要かと思います。

【中村会長】 わかりました、ありがとうございます。高橋委員お願いします。

【高橋委員】 私も皆さんと同様で、課題についてよく明確にまとめられていると感じております。

【中村会長】 ありがとうございます。芥川委員お願いします。

【芥川委員】 構成を変えられたんだなとすごく感じました。6ページの「Ⅱ. 建設業の課題について」ということで、段落が4つに分かれてまして、第1段落で課題があるということを書いて、第2段落から内容が対応するように構成されているので読みやすくなったという印象を受けました。

【中村会長】 ありがとうございます。現状から課題について、わかりやすくなっていることと、福島県の浜通り・中通り・会津地域についての状況についてもわかりやすく記述されている。それから、コンプライアンスという言葉が多々出てくるので説明を冒頭のところであったほうがいいのかというのも、もっともだと思いますので、説明をつけたいと思いますのでよろしくお願いします。

【木村室長】 はい、わかりました。

【中村会長】 それでは、続きまして、現状と課題を受けましてこれから「Ⅲ. 活力ある建設業にするために」と、ここから何をするかということになります。11ページに全体像を見やすくするため、課題と諮問の関係を明確にするのが非常に大事なことから、この図を入れさせていただきました。それを含めて全体を見やすくするということが重要ということです。「Ⅲ. 活力ある建設業にするために」について御意見をうかがってまいりたいと思います。これについては、前文と図の部分、「1. 建設業の技術力・経営力の強化」、「2. 建設業の担い手の育成・確保」、「3. 社会資本の適切な維持管理・更新への対応」の部分、これは全体としての部分と、「4. 行政の取り組むべき施策」についての部分を見ていただかなければならないかと思います。まず、全体の課題として10ページから16ページまでのところを見ていただき、御意見をいただければと思います。特に、これまでの現状と課題を踏まえ

まして、チャレンジを行った結果とか、10ページの下から6行目の「~活力ある 持続可能な建設業を目指す取り組みに挑戦する~」といった先ほど坂本委員からも 御指摘ありましたが、現状を踏まえて、よりチャレンジしていくということを少し 打ち出したいといことです。これはパブリックコメントでの意見でも厳しく指摘さ れていますので、ここに反映されています。ここは「答申(案)」の重要な部分であ りますので、率直な御意見をいただいてまいりたいと思います。それでは、芥川委 員お願いします。

【芥川委員】 ここについては、議論された内容をまとめられた形になっておりまして、「4. 行政の取り組むべき施策」のところで少し加えたらどうかというところはありますが、ここの所については、特に意見はございません。

【中村会長】 ありがとうございます。高橋委員お願いします。

【高橋委員】 私もここについては、よく表現されていると思っております。

【中村会長】 ありがとうございます。藤本委員いかがでしょうか。

【藤本委員】 ここについては、特にございません。

【中村会長】 ありがとうございます。菊地委員お願いします。

【菊地委員】 なるほどという感じで、文章を理解しようとしてます。

【中村会長】 ありがとうございます。小林委員いかがでしょうか。

【小林委員】 細かくよくまとまっていると思います。今、菊地委員が言ったように私 たち素人にはなかなかかみ砕いて理解はできていない部分もあります。

【中村会長】 ありがとうございます。馬場委員お願いします。

【馬場委員】 14ページの「(5) 地域の実情に応じた発注方法の工夫について」ですが、「〜地域維持型入札方式を創設する必要がある〜」ということですが、発注があっても、受注するチャンスを逃すことがあると、以前の審議の際に発言しましたが、この点が加味されていると思いますが、私は指名競争入札を導入したらどうかとも発言したのですが、具体的に書いてないのですが、その点はどうなったのでしょうか。

【中村会長】 それにつては、行政の取り組むべき施策の中にあるのではないかと思いますが、19ページの⑤番の中の3番目、「~BCPの策定や災害時応援協定を締結している地域企業などとの、適正性を確保した指名競争入札を導入すべきである~」とあります。これも福島県が震災の復旧過程で受注環境の変化に対してチャレンジングな取り組みを官民挙げてやってこられた結果ではないかなと思います。よろしいでしょうか。

【馬場委員】 はい。わかりました。

【中村会長】 横山委員お願いします。

【横山委員】 わかりやすく、よくまとまっていると思います。

【中村会長】 ありがとうございます。野地委員お願いします。

【野地委員】 12ページの「(4) 事業量の確保について」という所ですが、維持管理時代の到来に備えてということで、記載がされているんですけれども、それに加えて必要な社会インフラの整備というのも維持管理とは別に存在すると思いますので、そのことについての記載を入れていただきたいのと、例えば社会資本ストック

の維持管理・修繕、更新を始め必要な社会インフラ整備を安定的・計画的に実施していくなど、この「安定的」という言葉が我々業者にとって一番大切なところでございますので、ぜひ、「安定的」という言葉を使っていただきたいと思っておりました。

- 【中村会長】 非常に大事なことであるんですけれども、県土整備というプロセスの中での「安定的」な社会資本のストックということですけれど、これについて入れさせていく方向でよろしいでしょうか。それでは、坂本委員お願いします。
- 【坂本委員】 業界側としても、経営力の強化、技術力の強化といった項目は、社員を 教育しませんとなかなか達成できないものですから、こういう方針のもとにやって いくというのを業界に発信していきたいと思います。
- 【中村会長】 ありがとうございます。小野委員いかがでしょうか。
- 【小野委員】 よくまとめていただいたと思います。全体的にいいと思います。この後でメンテナンスのMEやMMRの話がでてまいりますが、前文の10ページの4段落目に老朽化のことがいわれています「~インフラの維持管理・更新への技術開発ノウハウの蓄積など~」という間にですね、「メンテナンス技術者の育成・確保」とかということを入れていただければ、後にある部分とのつながりがいいかなと思います。
- 【中村会長】 ありがとうございます。確かに、ものを更新するだけではなくて、それ を持続可能とするためには、それを実施する人が大事になりますので、そういった 視点も加えてさせていただこうと思います。和合委員お願いします。
- 【和合委員】 よく、わかりやすくまとまっていると思います。ただ、ちょっと気になったのは、10ページの3分の2くらいのところに、「東日本大震災の復旧・復興事業により、」という段落のところに「建設労働者」の「労働者」というのは、今、使われますか。もうちょっと、「就業者」とかいう表現でどうかなと感じたので、よろしくお願いいたします。
- 【中村会長】 御指摘のように「建設労働者」という言葉は使わないですね。その前の 所で就業者としているので、就業者とさせていただきたいと思います。適切な言葉 に修正しなければならないと思いますのでよろしいでしょうか。
- 【木村室長】 次の12ページの頭に「建設業就業者」と使ってございますので、用語 の統一をしたいと思います。
- 【中村会長】 この辺は、用語の統一、適切な言葉を使用するようにしたいと思います。 今、いろいろ御指摘受けました、建設労働者という表現の修正、それから、維持管理については、構造物のことだけではなくて、それを実施する人の育成も加えていただくということと、それからもう一点、12ページの事業量の確保のところで、維持管理だけではなくて、ストック、ものを作っていくということも、適切なものを作っていく、県土整備ということも加えていくと修正させていただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、16ページからの「4. 行政が取り組むべき施策」について、これも 非常に重要なことでございますので、皆様からいろいろ御意見をいただければと思 います。ここで、私の意見ですが、図表3-1があるのはいいのですが、この中の諮問で「4 行政の取り組むべき施策」と書いてあって、隣にも「4 行政の取り組むべき施策」と書いてあるので、この辺はもう少しポイントとかの記載があればいいのかなと思います。この上のほうは施策の方向性の具体的なことが書かれているので、ここについてもポイント的なものがあるとわかりやすいと感じたところであります。口火を切らせていただきましたが、まず、皆様から御意見をいただければと思います。今度は、和合委員からお願いします。

【和合委員】 特にありません。

【中村会長】 ありがとうございます。小野委員いかがでしょうか。

【小野委員】 特にありません。

【中村会長】 坂本委員いかがでしょうか。

【坂本委員】 私も特にございません。要は発注をしていただければいいです。予算が 縮小されれば、建設業はなくなってしまいます。

【中村会長】 ありがとうございます。野地委員いかがでしょうか。

【野地委員】 今、坂本委員が仰った発注があればいいということですが、その発注も 安定的に確保されるべきであって、その点からいうと16ページの「④事業量を確 保するための施策」の中で、中段くらいに「~そのための財源を確保すべき~」と あるんですが、ここにも先ほどと同じように「安定的」という言葉が入ったほうが いいのではないかと思います。

【中村会長】 わかりました。これは「安定的」という言葉を入れることは可能かどうかです。希望としては「安定的」と入れるべきと思いますが、県の人口動態を考えるとこれから非常に厳しいものになるとの現状認識をしています。それに関連してどのように書くべきかというのは、少し議論したほうがいいのかなと思いますが、事務局としてはいかがでしょうか。

【木村室長】 審議会の御意見でございますので、それは会長のほうで記載するように となれば入れます。財政の話ですと県として安定的に確保するというお約束は、で きないという点は御理解いただければと思います。

【中村会長】 皆様、現状認識はされていると思いますけれども、希望として「安定的」という言葉を入れることは必要と思います。皆様の御意見をうかがいたいと思います。これはあくまでも「答申」ですので、こうして欲しいという希望です。先ほど横山委員からもありましたが、人口が減少していく中でも、災害など、建設業の必要性というのは、それぞれの地域に応じた必要性というのは変わっていないのは現実だと思います。それにどう対応していくのかというのは非常に大きな問題です。厳しくいうと、今後は甲(発注者)がある程度何かをしなければならない。つまり、県のほうで直接的にやる。もし、そういうことをやっていただく建設業の人がいなくなったら、公的サービスとして基本的に実施していかなければならなくなるということも含めて、「安定的」という言葉を入れるかどうかについては、県の考えも理解できますが、県民の方に納得、理解していただくために議論して合意できるということが重要だと思います。皆様の御意見をいただきたいと思います。行政の立場からという意味で、馬場委員いかがでしょうか。

【馬場委員】 記載されればよろしいのではないでしょうか。なかなか厳しいとは思いますが、致し方ないかと思います。それと、16ページのこの下の段に「~各地域を守るために必要とする建設企業数や社員数など、維持すべき建設労働力を推定し、社会資本を適切に維持管理すべきである。」とありますが、これが一番大切なことではないかなと考えております。政策的に一つよろしくお願いいたします。

【中村会長】 ありがとうございます。これも相補的な話であるとは思うんですね。小 林委員いかがでしょうか。

【小林委員】 考えがまとまっていません。

【中村会長】 菊地委員いかがでしょうか。

【菊地委員】 やっている業者がそう思っているのだから、私は入れればいいと思いま す。一般庶民もそれが望ましいと思いますので、ぜひ入れて欲しいと思います。

【中村会長】 ありがとうございます。藤本委員いかがでしょうか。

【藤本委員】 私も入れるべきだと思います。といいますのは、国土のグランドデザイン、国土政策レベルで国土計画が四全総まで投資総額を安定的に示されていました。それが、日本の地域格差がなくなったということで、示さなくなった。そうしますと福島という地域的なものを考えますと、災害もありますし、それ以前からも200年代から公共投資減少で最も打撃を受けた地域が東北地方でマイナス4.9%の人口減が東北6県です。これが、全国最大の減少率で、これの大きな原因が公共投資の削減であります。地域格差をなくすためにも安定的な投資は必要だと思います。

【中村会長】 ありがとうございます。高橋委員いかがでしょうか。

【高橋委員】 私も同様でございまして、施設の維持修繕、老朽化への対策ということ から見ても安定的というのは必要ではないかと思いますので、入れていただければ と思います。

【中村会長】 ありがとうございます。芥川委員いかがでしょうか。

【芥川委員】 安定的という表現を変えるというのを考えてはいかがかなと思いました。 安定的というのは計画的に進めるとか、というのであればあまり抵抗はないかなと 私は感じました。

【中村会長】 ありがとうございます。ちょっとニュアンスは違いますが、計画的というのは、不定期にというのではなく短中長期的にプランを示してというのは、折衷的なところがあるのかなと思います。藤本委員が仰られたように、現在の福島が抱える現状を考えると安定的という言葉を入れるのも一つの重要な視点と思います。どういう姿勢を持ってこれから建設業に対応していかなければならないかという意味を問われていると思いますので、安定的というのを入れるのも一つの考えかなと思います。「安定的」、「計画的」どちらかに決めがたいですね。先ほど、菊地委員から建設業界の方が言うのであれば安定的というのも理解できますということでしたがいかがでしょうか。

【菊地委員】 読んだときにそういうように受け取れる言葉であれば、私はいいけれど、 私は「安定的」が一番わかりやすい。

【中村会長】 確かに「安定的」というのがわかりやすいですね。「計画的」というの

は含みのある表現です。これを福島県民の皆様に「答申」を読んでいただくことを考えると「安定的」ということが姿勢として望むということで、非常に大変なのは理解できますが、基本的には「安定的」ということを入れる方向で考えつつ、「計画的」という言葉も検討させていただければと思います。野地委員いかがでしょうか。

【野地委員】 そのような形でよろしいかと思います。

【中村会長】 この趣旨は反映させていただくという形で進めさせていただくと。

- 【野地委員】 財源を安定的に確保するということと下の文章はリンクしてくることだと思うんですが、「~県内の各地域を守るために必要とする建設企業や社員数など、維持すべき建設労働力~」これを維持するための工事を限界工事量とするのであれば、やはり安定的に供給されなければそのパワーは維持されないわけです。そういう意味を持たせる意味でも「安定的」というのがいい言葉なのではないかと思っております。
- 【中村会長】 「計画的」というと短中長期のビジョンを示していかないと行けないと 思いますので、そういった意味でもビジョンを示せば、どういうふうにこれからし ていくかという計画も企業サイドでも行政サイドでも将来が見えてくる。それを企 業サイドでは「安定的」といい、行政サイドでは「計画的」という視点かなと思い ます。これは、検討させていただければと思います。

この他に御意見等ございませんでしょうか。

- 【横山委員】 18ページで「②建設業への入職意欲を向上させるための施策」で入職 意欲の向上について取り上げていただいているので、ここに産学官連携で、女性が 働きやすい職場づくりを推進するためのシンポジウムのようなものの開催及び女性 技術者のネットワークづくりなどの取り組みを入れていただきたい。一応、建設業 協会ではいろいろ女性の集まりなどが結構あるんですけれど、行政を通しても取り 組んでいただければと思います。
- 【中村会長】 建設業界でも様々な取り組みをされておられるかと思いますけれども、 行政サイドでも女性の活躍できるようなシンポジウムですとかの取り組みをやって 欲しいということです。私は地盤工学会や土木学会でも女性技術者の会をやっていますけれども、女性技術者の絶対数が多くないので、あちこちで同じような取り組みが行われています。その辺を行政が全体をマネジメントするとか、まとまってやれるという意味では、横山委員が仰ったように、行政が全体的な取りまとめを行いながら連携を図っていくというのが、行政の役割かなと思います。女性の、若い人の不安を取り除くとかですね、そういったことも含めて、女子学生に対するアピールであったりいろんな連携をやっていくのは重要なことだと思いますので、入れさせていただければと思います。よろしいでしょうか。他にございませんでしょうか。
- 【芥川委員】 審議会なので自由に討論できる場ということで、審議会を前回までやった9月の後で、法整備の変化がありまして、どこで言おうか悩んだんですが、13ページのところでも「2.建設業の担い手の育成・確保」のこれの民間側というか、建設事業者のほうですか、あと17ページでも「(2)建設業の担い手育成・確保のための施策について」というところですけれども、この会議では全然でなかったんですが、外国人技能実習生の活用ということを考えざるを得ない状況にくるのでは

ないかと思います。これは、小野委員からこういったことは出なかったんですけど、これから本当に人がいなくなってくると、最初に中村会長も人口減少局面で200万人を割ったということがあって、民間に任せるだけではなくて行政と一緒になってそういったことを考えるということが、担い手の中では必要になってくるのではないかと思いました。取り上げる取り上げないは中村会長にお任せしますが、そういったこともこれからは本当に必要になってくるのではないかと思いました。

- 【中村会長】 ありがとうございます。今の御指摘は非常に大事で、今、多分、国をあげてダイバーシティに取り組んでいるわけですね。いろいろ多様性に対する取り組みというのを行っていますので、ここでそれを排除するというのは、なかなかできにくいのではないかなと思います。実態としては、外国人の研修生とかは入っているのではないかと思いますので、ダイバーシティへの取り組みというようなことで書かせていただくというのが適切かなと思います。そういった形でダイバーシティへの取り組みについても、何らかの記述をさせていただくということで対応させていただきます。現状を否定するものではなくて、現状を肯定しつつ、それに対して光を当てていきましょうということだと思います。県の施策としてのダイバーシティの施策というのを私は存じ上げないのですが、いかがなのでしょうか。県に居住されている方も多様な方がおられると思うんですけれども、教育の問題であったり、様々な取り組みがされていると思います。それと関連した形で、建設就業者の問題についても関連した取り組みをしていかなくてはならないと思います。その辺はいかがでしょうか。
- 【木村室長】 県内で外国人の技能実習の方を受け入れていらっしゃるところがあるの は承知していますが、施策としては詳しくは承知しておりませんので確認をさせて いただきたい。
- 【芥川委員】 私が申し上げたのは、実質的に技能実習生を受け入れていいようになってまして、使われている建設会社もいらっしゃいますけれども、そういったところにも県として意識している、理解しているというような記述でもかまわないと思うんですけれども、この「答申」が出てしばらく使われますので、福島県はこういうことを考えてなかったのと言われないために、載せたほうがよいのではないかというレベルです。それを民間だけではなくて、行政のほうでも認識していて、こうした人材の活用も考える必要があるというレベルでかまわないと思うので、御検討いただけないかということです。ダイバーシティって、皆さんご存じだと思うんですが多様性という意味ですけれども、本当に人がいなくなってしまって、中小で零細であればあるほど安い労働力で使われているということがあって、それをちゃんと法に則って活用させていただくということもこれからは必要になってくるのではないかと思うので、載せてくれというのではなくて、こういうことも県は意識しているということを必要ではないかなということで意見をあげさせていただきました。
- 【中村会長】 いかがでしょうか、芥川委員の意見は県の施策としてそういったことが 取り上げられているということであります。そういったものと関連するように建設 業就業者に対する取り組みについて、ここにあってしかるべきではないのかという ことですので、それを記述する内容は事務局と検討させていただくとして、取り上

げさせていただく方向で検討させていただければと思います。よろしいでしょうか。 あと、個別の内容についてはかなりチャレンジすべき課題も含めていろんなこと が網羅されていると思います。 20ページの最後の「⑬人口減少社会へ対応するための施策」というのは、「(3) 社会資本の適切な維持管理・更新へ対応するための施策について」の項目の中にあるわけですが、違和感を感じていたところであります。これは16ページの「4. 行政の取り組むべき施策」の前文くらいの論点ではないかと感じていました。それはいかがでしょうか。「(3) 社会資本の適切な維持管理・更新へ対応するための施策について」の中にこれがあるというのが、違和感があります。これは、絶対必要不可欠な表現ではあると思います。先ほど言いましたように、今、人口が200万人を割って人口減少が続いていて少子化が進んでいる中で、人口減少社会にどう対応していくのか、建設業という立場で考えていくというのは重要なことだと思いますので、これは全てにかかることではないかと感じています。事務局どうでしょうか。

- 【木村室長】 確かに具体的に施策がこういうことと入っているわけではないので、前 文のほうに入ってもおかしくはないと思います。
- 【中村会長】 前文というのは、「(3) 社会資本の適切な維持管理・更新へ対応するための施策について」の前文ではなくて、「4. 行政の取り組むべき施策」と「(1) 建設業の技術力・経営力を強化するための施策について」の間にくると思いますが、どうでしょうか。
- 【木村室長】 そういった方向で会長と御相談させていただければよろしいかと思います。
- 【中村会長】 もう一つあるのですが、先ほどの11ページの図表3-1との関係も含めてですが、行政の取り組むべき課題というのが、非常にいいことが網羅されていて、内容の中に産学官の連携を図って施策を実施していくということが記載されているわけですけれども、具体的な施策の部分についてもう少しまとめて、例えば「3社会資本の適切な維持管理・更新への対応」の施策の方向性の部分が13項目並んでいるので、分類して読む人がわかりやすくするのが大事かと思ったところです。私のところにいる学生とか秘書の方に読んでいただいて、これはわかりますかと聞いたことがあるんですけれど、内容的には福島県の現状がわかったということでしたが、項目が多いのでわかりにくいということがありました。内容ではなくて、わかりやすく発信するというのはこの中にもありますので、少し調整させていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

ここで、最後まで20ページまで皆様の御意見をうかがってまいったわけですが、この他に図表ですとか、委員の名簿、審議経過ですけど、図表については先ほど、藤本委員から御指摘いただいた表のタイトルを大きくして欲しいとありましたが、それ以外の部分で資料編に何か御意見等ございますでしょうか。

- 【菊地委員】 11ページの図表3-1の下の部分の「4 行政の取り組むべき施策」 がふたつ並んでいるので、右側のほうに具体的施策を入れるといいかなと思います。
- 【中村会長】 はい、御指摘のとおりです。先ほど言ったように分類してこういうこと に取り組みますよということがわかるように、事務局と調整させていただいて、そ

のようにさせていただきたいと思います。

- 【菊地委員】 外国人導入の件で、ビザが切れたりするまでの短期間で重労働させるだけで終わってしまうのであれば、日本でも働きたくても働けない人がいるはずだから、そっちのほうに手を差し伸べたほうがいいんじゃないかなと思います。外国の人を使い捨てする感じがするので、可哀想かな。
- 【野地委員】 外国人労働者の場合は、軽作業では入れない。技術職、何かしらの技術を身に付けるための研修ということなので、それもある意味重労働かも知れませんが、単純作業では呼べないことになっています。単純作業を日本人にということですが、我々も常に門戸を開いているんですけれど、なかなか集まらない。お手伝いいただけるのであれば、いつでもやっていただきたいんですが、なかなかいないですね。
- 【菊地委員】 技術者ならその人が永住できるように道筋を立てておけば、それはそれで人口が増える。
- 【芥川委員】 技能実習生は、今、3年間就労できるようになっています。技術を持つと日本にずっと永住できるように法律が変わっておりますので、菊地委員が仰ったような、イメージではないです。悪い業者がいて、ブローカーみたいな方がいて、そうした方を通さないで、ちゃんとできるような制度を考えるべきではないかという意味で申し上げております。
- 【菊地委員】 私がテレビで見ていると、悪いブローカーの話しかないので、そう思いました。
- 【中村会長】 技術を身に付けて母国に帰っていただければ、帰った国の発展に繋がるし、我々が技術指導をしたということを含めて、日本との関係も国際協力ということでいい関係ができると思いますので、いいことですし、技術を持った方が日本に残ってくれるということであれば、いいことではないか。加速度的にというか急速に少子化が進んでいて、人材確保は非常に厳しい状況の中で、野地委員が仰っていたように若い日本人男性も女性も来てくれるなら歓迎しますが、だけどなかなか来てくれない。こういう中で若い方が地域にいるということは、地域の発展にとっても重要なことだと思います。そういう誤解を払拭していくということを含めて、きちんと情報を発信していくことは必要なことだと思います。

それでは、以上で「答申(案)」の審議は終了させていただきます。皆様からいただいた御意見は、事務局と相談しながら修正させていただければと思います。

今後の対応でございますが、「答申」については、皆様からおおむね了解していただいていると思いますので、会長の私に一任していただければと思いますがよろしいでしょうか。ありがとうございます。

あと、御異論がなければ、県に対しては私が審議会の代表として「答申書」をお 渡したいと思いますので、御了解いただければと思います。

最後になりますが、委員の皆様には毎回お忙しい中、長時間にわたって御議論い ただきましてありがとうございました。改めて感謝申し上げます。

#### (2) その他

【中村会長】 それでは、(2)の「その他」ですが、事務局から、何かありますでしょうか。

【木村室長】 これで、最終の審議会となりましたので、急で申し訳ありませんが、部 長から一言ごあいさつがあります。部長お願いします。

[大河原土木部長あいさつ]

#### 3 閉 会

【鈴木主幹】 以上をもちまして、福島県建設業審議会を閉会させていただきます。 本日は、長時間にわたる御審議、ありがとうございました。また、今年の1月から約1年間にわたり、活発に御審議いただき誠にありがとうございました。

議事録署名			